

オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会庄内地域部会 「庄内若者定着促進会議」設置要領

(目的)

第1条 少子高齢化、人口減少が加速する中、労働力を確保し、地域の維持発展に不可欠な若者の定着を促進するため、産・学・官・金・労・言の各界が、危機感を共有しながら意思疎通を図り、人材の定着・回帰を促進する施策の検討を行う「庄内若者定着促進会議」（以下、「会議」という。）を設置する。なお、この会議は、オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の地域部会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庄内地域における若者の定着促進に資すること。
- (2) その他、第1条の目的達成のために必要なこと。

(構成団体等)

第3条 会議を構成する団体（以下「構成団体」という。）は、別表のとおりとする。

(座長)

第4条 会議の座長は、山形県庄内総合支庁長とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催することとし、座長は、必要があると認められるときは、構成団体以外の団体に対し、会議への出席または意見の聴取を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第6条 座長は、会議で情報共有された管内固有の課題の対応策を検討するため、会議の下にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年7月6日から施行する。

別表

区 分	団体・機関名
産 業 界	酒田商工会議所 会頭
	鶴岡商工会議所 会頭
	庄内地区商工会広域連携協議会 会長
	一般社団法人酒田建設業協会 代表理事
	庄内みどり農業協同組合 代表理事組合長
	鶴岡市社会福祉協議会 会長
	株式会社荘内銀行 代表取締役頭取
	鶴岡信用金庫 理事長
労 働 界	連合山形酒田飽海地域協議会 議長
教 育 界	田川地区小学校長会 会長
	飽海地区小学校長会 会長
	田川地区中学校長会 会長
	飽海地区中学校長会 会長
	田川地区高等学校長会 会長
	飽海地区高等学校長会 会長
	東北公益文科大学 学長
	山形大学農学部 学部長
	鶴岡工業高等専門学校 校長
	酒田南高等学校 校長
	鶴岡東高等学校 校長
羽黒高等学校 校長	
報道機関	株式会社山形新聞社 取締役庄内総支社長
	株式会社荘内日報社 取締役社長
保 護 者	田川地区高等学校PTA連合会 会長
	飽海地区高等学校PTA連合会 会長
行 政	酒田公共職業安定所 所長
	鶴岡公共職業安定所 所長
	鶴岡市 市長
	酒田市 市長
	三川町 町長
	庄内町 町長
	遊佐町 町長
	庄内教育事務所 所長
庄内総合支庁総合支庁長	